

七年戦争後のブリテン航海法体制の変容と西インドイントレスト

—— フリーポート法制定を巡って 1763-1766 ——

栗 原 宏

1. はじめに

七年戦争におけるブリテンの勝利は、西インド貿易を巡るブリテン本国と植民地の政治、経済情勢に大きな変化をもたらした。パリ和平条約で、ブリテンはフランスからカナダ、ルイジアナを獲得して北米大陸からフランスの勢力を一掃しただけでなく、西インド地域でもグレナダ、ドミニカ等の島々を獲得する⁽¹⁾。条約締結に先立ち、ブリテンではフランスからカナダを獲得するか、グアドループ島を獲得するかについての論争が持ち上がる⁽²⁾。西インドイントレストは、強力な競争相手となるグアドループ島はフランスに返還すべきと主張し、結果として西インドイントレストの主張が実現することになった⁽³⁾。西インドイントレストとは、西インド植民地のプランター、本国の西インド貿易商を中心に、庶民院の議員をも含む圧力団体で、西インド貿易が生み出す富を背景に大きな政治的影響力を持っていた。西インドイントレストの政治的影響力は、和平条約の内容を左右するほど大きかったのである⁽⁴⁾。一方、ブリテン政府は、戦費調達のために大量の国債を戦時中、発行せざるを得なかった。このため戦後に膨大な財政赤字に苦しむことになる。パリ和平条約締結の2か月後に成立したグレンヴィル政権は、政権の最優先課題として財政赤字解消を目的として砂糖法、印紙法を次々と制定する。これらの立法は本国と北米植民地の間での政治的軋轢を引き起こしただけでなく、西インド植民地に自由貿易港を開設するためのフリーポート法の制定につながり、ブリテンの通商政策にも大きな影響を与えることになった。

従来、フリーポート法に関する専門の研究は少ない⁽⁵⁾。また言及される場合でも、それは厳

(1) ブリテンがパリ条約においてフランスから得た領土は、カナダ、ミシシッピ川以東のルイジアナ、および西インド地域のドミニカ島、グレナダ島、セント・ヴィンセント島、グレナディーン諸島、トバゴ島である。

(2) Grant, William L., 'Canada Versus Guadeloupe, An Episode of Seven Years' War', *The American Historical Review*, 1912, Vol. 17, No. 4, pp. 735-743.

(3) Hinckley, Theodore C., 'The Decline of Caribbean Smuggling', *Journal of Inter-American Studies*, Jan., 1963, Vol. 5, No. 1, p. 113.

(4) Penson, Lillian M., *The Colonial Agents of the British West Indies, A Study in Colonial Administration, Mainly in the Eighteenth Century*, Abingdon, Oxon., 2018, (First published in 1924), pp. 194-195.

格な航海法体制の緩和、或いはそこからの逸脱という観点から解釈されてきた⁽⁶⁾。しかし、2010年代以降、より広い視点からこの法を見直す動きが出てきている。クレイザーは、この法律は明白にライバル諸国の自由貿易港を無力化させ、ブリテンの工業製品を西インドを含むアメリカ全域に浸透させるという積極的な帝国主義的目的をもって制定されたと論じ、フリーポート法に新たな歴史的意義を与えている⁽⁷⁾。また、ハントは、スペイン植民地との密貿易の観点からこの法律の意義を論じた⁽⁸⁾。オランダのみならず、デンマーク、フランスまで次々と自由貿易港を開設してスペイン植民地との貿易を合法化する中、ブリテンも商業資本の強い要求で自由貿易港の開設に踏み切ったというのである。フリーポート法成立の背景として、スペイン植民地との貿易が不可欠であった点を重視した点は注目に値する。さらにコリンズは、フリーポート法はロッキンガム政権でこの制定に関わったエドマンド・バークの自由貿易主義思想を体現化した最初の具体例と論じている⁽⁹⁾。バークの思想の観点からの議論は、フリーポート法を経済思想史の中で位置づけることを可能にするであろう。

このようにフリーポート法に対する新たな解釈が現れつつあるが、その制定の経緯を見ると確固とした国策や政治的目的に従って立法されたわけではなく、七年戦争後の財政難の中、様々な政治的、経済的利害が錯綜する中、妥協の産物として制定までこぎつけたというのが実態であることがわかる。そして、経済的利害の中心には常に西インドイントレストがいた。本稿では、七年戦争の終結後、砂糖法の制定、印紙法の制定と撤廃という経緯を経てフリーポート法が制定された1766年までの期間を対象に、ブリテンの航海法体制がどのように変容していったかを、主に西インドイントレストの経済的利害関係の観点から概観する。この法律が制定されるまでの政治的、経済的背景が明確になることで、ブリテン重商主義の変容に新たな視座を提供することができよう。

(5) 従来、先行研究のほとんどはアーミテージの次の著作を参照している。Armitage, Frances, *The Free Port System in the British West Indies, A Study in commercial policy, 1766-1822*, London, 1953.

(6) 例えば次のような著作を参照：Langford, Paul, *The First Rockingham Administration, 1765-1766*, Oxford, 1973, p. 207; Koehn, Nancy F., *The Power of Commerce: Economy and Governance in the first British Empire*, Ithaca: Cornell University Press, 1994, pp. 195-196.

(7) Kleiser, R. Grant, 'An Empire of Free Port: British Commercial Imperialism in the 1766 Free Port Act', *Journal of British Studies* 60, April 2012, pp. 334-361; *An Empire of Free Ports: British Commercial Imperialism in the 1766 Free Port Act*, Cambridge, 2021.

(8) Hunt, Nadine, 'Contraband, free ports, and British merchants in the Caribbean world, 1739-1772', N° 13, 1 | 2013, *Contrabbandieri, pirati e frontiere: per una storia delle pratiche informali nell' America Centrale (XVII-XXI secolo)*, pp.1-12.

(9) Collins, Gregory M., 'Edmund Burke on the Question of Commercial Intercourse in the Eighteenth Century', *The Review of Politics*, Fall 2017, Vol. 79, No. 4, pp. 579-582; *Commerce and Manners in Edmund Burke's Political Economy*, Cambridge, 2020, pp. 237-247. 尚、バークがフリーポート法制定に果たした役割については次を参照：Marshall, P. J., *Edmund Burke and the British Empire in the West Indies: Wealth, Power, and Slavery*, Oxford, 2019, pp. 105-124.

2. 砂糖法 (Sugar Act of 1764)

高率の関税をかけることで、外国から北米植民地への糖蜜輸入を事実上禁じた1733年の糖蜜法 (Molasses Act of 1733) は、西インドイントレストの北米イントレストに対する明らかな勝利であった⁽¹⁰⁾。しかし、密輸に対する取締りは厳格に実行されることがなく、フランス領西インド植民地から北米植民地への糖蜜の密輸を防げなかったという意味で、それは「偽りの勝利」といふべきものであった⁽¹¹⁾。この公然とした違法状態は、七年戦争が開始されると対仏戦遂行の観点から大きな問題となる。対仏戦開始後も、北米植民地は、主にシント・ユースタティウス島など中立国オランダ領の自由貿易港を経由して、フランス領西インドから糖蜜等の輸入を続けたからである。輸入の見返りに北米植民地からは木材、食糧等がフランス領の島々に輸出された。このような違法取引は、もとよりブリテン領西インド諸島のプランターたちの利益を害する行為であり、西インドイントレストと北米植民地の利害は、七年戦争末期には正面から衝突する⁽¹²⁾。

密貿易を根絶できないまま、七年戦争はブリテンの勝利で終わったが、国家の債務は倍増し、年間の金利支払い額は年間の国家予算の約6割が金利支払いに充てられるという危機的な状況であった⁽¹³⁾。1763年4月に首相に任命されたジョージ・グレンヴィルは、すぐに財政再建に取り掛かる。しかし、国内でのさらなる増税は地主階級からの反発が予想され、政権が出した結論は植民地への課税強化であった⁽¹⁴⁾。1763年7月に関税局は財務省に報告書を送り、関税の「引下げ」を提言した。糖蜜法で決められたあまりに高い糖蜜の関税率を現実的なレベルまで下げれば、危険を冒して密輸する動機が失われて関税の徴収額は増えるという理由である⁽¹⁵⁾。もちろん、税率を下げた上で、同時に密輸に対する取締りを強化することも前提となっている。問題は、現状1ガロン6ペンスの税率を、どの程度まで下げれば税収が最大化されるかという点であった。政府案は2ペンスであったが、北米植民地のエージェンツたちは1ペニーを主張し、西インドイントレストは3ペンスを要求した⁽¹⁶⁾。結局、西インドイントレストの要求通り、1ガロン3ペンスということで落ち着いた⁽¹⁷⁾。「砂糖法」(The Sugar Act of 1764) は、このようにして1764年

(10) この法律の正式名称は、“An Act for the better securing and encouraging the Trade of his Majesty’s Sugar Colonies in America”, (6 Geo. II, c. 13). 北米植民地の反対を押し切り、1ガロン当たり糖蜜には6ペンス、ラムには9ペンスの関税を課すことが決められた。

(11) O’Shaughnessy, Andrew Jackson, *An Empire Divided, The American Revolution and the British Caribbean*, Philadelphia, 2000, p. 63.

(12) *Ibid.*, p. 64.

(13) Johnson, Allen S., ‘The Passage of the Sugar Act’, *The William and Mary Quarterly*, Oct., 1959, Vol. 16, No. 4, p. 507.

(14) *Ibid.*, pp. 507-508.

(15) *Ibid.*, pp. 509-510.

(16) Beer, George Louis, *British Colonial Policy, 1754-1765*, New York, 1907, pp. 279-280.

4月に成立する⁽¹⁸⁾。この法律は、植民地における税収増を主目的とした最初の法律であった⁽¹⁹⁾。

近年、砂糖法について、低減税率は適用されたが強制的に適用されたことで、それはもはや関税（duty）ではなく事実上の「税」（tax）であると論じた研究が発表されている。アメリカ独立史において、グレンヴィル政権が印紙税に先駆けて植民地への課税を推し進めようとした重要性を認識すべき、というのが論点である⁽²⁰⁾。しかし、もっとも影響を受けるはずの北米植民地からの反対は当初、極めて弱いものであった。ロードアイランド議会とマサチューセッツ議会からは、法案に反対する趣旨のメモランダムが発せられたが、庶民院の審議には間に合わず、何の影響も及ぼすことはなかった⁽²¹⁾。法案の内容が周知されるにつれ、密輸取締りの厳格化を恐れた北米植民地から猛烈な反対運動が巻き起こる。この法が施行されれば、繁栄しているラム製造業は壊滅してしまうという恐れからである⁽²²⁾。そして、事態はほぼその通りに進展する。一方で、西インドイントレストも、砂糖法の成立に積極的な役割を果たしたわけではない。この法案はあくまで、グレンヴィル政権が財政赤字解消のために採った政策の一つであり、西インドイントレストは、糖蜜の関税があまりに低くなることに対して反対したに過ぎない。その意味で、砂糖法の成立に西インドイントレストが果たした役割を強調することは適当ではないであろう。しかし、砂糖法によりプランターが利益を受けたことも事実であった。このため、プランターの政治力は過大評価され、砂糖法をめぐる騒動は西インドイントレストと北米イントレストとの間の衝突という性格を帯びることになったのである⁽²³⁾。

3. スペイン植民地との貿易

砂糖法の施行の影響は、グレンヴィル政権が意図してない領域で現れた。フランス領西インド植民地との密貿易に対する取締りを強化したことで、スペイン植民地との取引が大きく減少し始めたのである⁽²⁴⁾。この時期に副総督の秘書官としてジャマイカに在住していたブライアン・エドワーズは、その著書の中で、「1764年までスペイン船による（スペイン植民地との）交易は通

(17) Wiener, Frederick Bernays, 'The Rhode Island Merchants and Sugar Act', *The New England Quarterly*, Jul., 1930, Vol. 3, No. 3, pp. 467-468.

(18) この法律は1733年糖蜜法の内容を修正し、永続的に適用することを目的としている。第6条が糖蜜、シロップの関税を1ガロン当たり3ペンスに下げることが規定されている。全文は、*The Statutes at Large, from the Thirty first Year of King George the Second, To the Fourth Year of King George the Third, inclusive*, vol. VII, London, 1769（以下、*The Statutes at Large*, vol. VIIと表記）, pp. 576-584. (4 Geo. III, c. 15).

(19) Beer, *op. cit.*, p. 294.

(20) Shumate, Ken, *The Sugar Act and the American Revolution*, Yardley, Pennsylvania, 2023, pp. viii-xii.

(21) Johnson, *op. cit.*, p. 513. ロードアイランドからの抗議については、Wiener, *op. cit.*, pp. 473-496.

(22) *Ibid.*, p. 513.

(23) Wiener, *op. cit.*, p. 468.

(24) Christelow, Allan, 'Contraband Trade between Jamaica and the Spanish Main, and the Three Port Act of 1766', *The Hispanic American Historical Review*, May, 1942, Vol. 22, No. 2, p. 320.

常通りであった。しかし、この年にブリテン政府が発した航海法厳格適用の指令により、海軍艦船に対して（ジャマイカの港に）入港するスペイン船を拿捕する許可が与えられた。（中略）その結果としてスペイン人たちはわれわれのところ（＝ジャマイカ）に来るのを控えるようになり、1765年のブリテン本国からジャマイカへの輸出は1763年に比べ16万8千ポンドの大幅な減少となった⁽²⁵⁾と述べている。スペイン植民地とブリテン領西インド植民地間の貿易は、航海法で禁止されている。もともとスペイン植民地との取引は航海法の「重大な違反」であった⁽²⁶⁾。しかし、少なくとも18世紀初頭から、植民地のスペイン船は、半ば公然とブリテン領西インド植民地、特にジャマイカに來航し、貿易を行っており、ブリテンの官憲もこれを黙認していた⁽²⁷⁾。この密貿易から得られる利益が莫大なものであったからである⁽²⁸⁾。ブリテンは、スペイン植民地から染料用木材、薬用植物、毛皮類、そして金貨・銀貨を輸入し、スペイン商人は、ジャマイカから奴隷やブリテン製の工業製品を持ち帰った。スペイン商人がもたらす商品はすべてブリテン本国や植民地で必要不可欠な産物であり、特にスペイン金貨・銀貨は、紙幣を持たない西インド植民地にとっては経済活動が円滑に行われるための最重要商品であった⁽²⁹⁾。エドワーズが「スペインとの貿易額が減少したためにブリテンからの輸入も減った」と述べたのは、スペイン植民地に輸出するために、ブリテン本国からジャマイカが輸入する工業製品が減少した、という意味である。このようにブリテン領西インド植民地にとっても、またブリテン本国にとってもスペイン植民地との間の密貿易は非常に重要であった。その密貿易が1764年から急激な減少傾向に転じた。その原因を、植民地の商人やプランターたちは政府の取締り強化に帰した。グレンヴィル政権の目的は、北米植民地がフランス領西インドから密輸入する糖蜜に対する課税を強化することであったが、そのための取締り厳格化の影響が思わぬ方向に波及した。

グレンヴィル政権は、砂糖法が成立する前から取締り強化の行政命令を発していたが⁽³⁰⁾、砂糖法はさらに取締りを強化するための具体的な内容を条文に盛り込んでいる。第33条では、「ブリテン植民地の沿岸から2リーグ以内に理由なく停泊している外国船が48時間以内に出航しない場合、船と積荷は没収される」と規定している⁽³¹⁾。対象としているのはすべての外国船であった。政府の強硬姿勢を受けて、ジャマイカ総督リトルトンは1764年1月に管轄下の税関職員、民兵指揮官に対して、スペイン船の來航を含むすべての密輸を、これまでのように黙認することを厳禁

(25) Edwards, Bryan, *The History, Civil and Commercial, of the British West Indies*, Vol. 1, London, 1819, pp. 293-295. 尚、()内は著者による補足、以下同様。

(26) Armitage, *op. cit.*, p. 23.

(27) *Ibid.*, p.23.

(28) Hinckley, *op. cit.*, pp. 109-110.

(29) Christelow, *op. cit.*, p. 310.

(30) *Ibid.*, pp. 320-321.

(31) *Ibid.*, p. 320. この条文の原文は、*The Statutes at Large*, vol. VII, p. 582. (4 Geo. III, c. 15).

し、厳格に取締りにあたるよう求める通達を発した⁽³²⁾。リトルトンは同年3月にも同様の趣旨の通達を出している⁽³³⁾。

スペイン植民地との貿易が全面的に停止するかもしれないという事態に、まずブリテン本国の西インド貿易商たちが大きな懸念を示した。リトルトンの通達の内容が伝えられると直ちに、西インド貿易商から構成される西インド商人協会は、ビーストン・ロングら代表を南部担当国務大臣ハリファックス卿のものと送り、スペイン植民地との貿易の重要性を強調して緊急の対策の必要性を訴えた⁽³⁴⁾。ハリファックスは即時にその趣旨に同意し、商人代表に海軍省、財務省にも同様の陳情を行うよう指示した⁽³⁵⁾。その結果はすぐに現れた。5月12日、ハリファックス卿は貿易・植民地局に、ジャマイカ総督に対する新たな命令書の起草を指示したからである。その内容は、緊急事態、または単なる物資補給のためにジャマイカ沿岸に接近するスペイン船については、停泊を認めるようにというものであった⁽³⁶⁾。スペイン植民地との貿易は以前通りに行っていよい、と政府は公式に認めたというになる。リトルトンには、その趣旨の政府命令がすぐに発せられた⁽³⁷⁾。このような一連の出来事により、スペイン植民地との貿易は、西インドイントレストのみならず、政府にとっても非常に重要であったことがわかる⁽³⁸⁾。

しかし、スペイン船の入港を事実上、承認する措置を復活させた後も、スペイン植民地との貿易は以前のレベルにまで復活しなかった⁽³⁹⁾。政府の取締り厳格化立法が貿易量激減の原因であるという西インドイントレストの主張は、その意味で根拠がなかったということになる⁽⁴⁰⁾。貿易の減少はそのような人為的な要因で引き起こされたのではなく、むしろ純経済的な要因による当然な帰結であった可能性が大きい⁽⁴¹⁾。ブリテン軍がキューバを占領していた10か月の間に、ハバナを経由して大量のブリテンの工業製品がスペイン領アメリカ植民地に流れ込み、この地域はブリテン商品が「飽和」状態にあった⁽⁴²⁾。そのためにスペイン商人たちが、密貿易の危険を冒してまでジャマイカなどのブリテン領西インドにまで交易に来る理由がない、という経済的な

(32) Christelow, *op. cit.*, p. 321.

(33) Hinckley, *op. cit.*, p. 114.

(34) Armitage, *op. cit.*, p. 25.

(35) Christelow, *op. cit.*, pp. 322-323.

(36) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations from January 1764 to December 1767*, London, 1936, pp. 52-53; Armitage, *op. cit.*, pp. 25-26.

(37) Christelow, *op. cit.*, p. 323.

(38) *Ibid.*, p. 323.

(39) Armitage, *op. cit.*, p. 26.

(40) Hinckley, *op. cit.*, p. 115; Christelow, *op. cit.*, p. 323. ヒックリーは政府立法に貿易減少の責任があるという主張は「心理的」なものにすぎない、と述べている。

(41) Hinckley, *op. cit.*, p. 115; Christelow, *op. cit.*, p. 329.

(42) キューバは七年戦争末期、1762年8月にブリテン軍に占領され、パリ講和条約でスペインに返還されるまでの10か月間、ブリテンの統治下にあった。

理由である。これは、戦時における経済的活況の後に訪れる「戦後不況」の一種とみることもできるであろう。七年戦争後に現れた1764年から1769年にかけての経済的停滞は、18世紀のもっとも深刻な不況のひとつであった⁽⁴³⁾。

スペイン植民地との貿易の減少が、植民地のみならずブリテン本国においても大きな問題となったのは、それが工業製品、特に繊維製品の輸出減少に直結したからである。特にマンチェスターやリーズといった工業都市では不況が深刻化し、工場労働者の解雇が大きな問題となった。そして、これらの都市から窮状を訴える報告書がグレンヴィル政権に次々ともたらされる事態となる⁽⁴⁴⁾。イングランド北部の工業都市からは、西インドへの輸出の停滞に対する対策を求める多くの請願が財務省に提出された⁽⁴⁵⁾。工業都市のみならず、海港都市の西インド貿易商への影響も大きかった。ブリテンにおける奴隷貿易の中心地リバプールでは、スペイン領アメリカ植民地向けの奴隷の輸出契約が更新されず、大きな打撃を被った⁽⁴⁶⁾。砂糖貿易が盛んなブリストルでは、1765年3月13日付でブリストル貿易商人協会から財務省に向け、アメリカ貿易が減少している実情を訴えて対策を求める請願が出されている⁽⁴⁷⁾。この請願で注目されるのは、請願冒頭の趣旨説明で「請願者（ブリストル貿易商人協会に属する商人）や他のブリテンの商人が、アメリカ植民地の商人たちに持つ債権の額は増加しているのに、アメリカ植民地からの送金は（砂糖法による）関税が課されたおかげで減少している」と述べていることである。このことは、スペイン植民地からもたらされるスペインの金銀貨が枯渇した結果、本国への送金が不能となり、結果として本国商人に対する債務の返済が滞っていることを示している。これは本国の西インド貿易商にとっては大問題であった。貿易代金の回収が見込めないままでは、新たな取引を行うことができない。またスペインの金銀貨は不在地主への利益送金のために使われたので、不在地主の所得の減少という面でも影響が現れていた⁽⁴⁸⁾。このような事実は、西インドイントレストを構成するブリテン本国の主要なグループのすべてが、経済的な打撃を受けたことを意味したのである。

(43) Christelow, *op. cit.*, p. 329.

(44) Kleiser, 2012, *op. cit.*, p. 346. 尚、クリストローは、マンチェスターの商人が1765年に貿易局に請願を提出したと述べているが⁸ (Christelow, *op. cit.*, p. 333)、その事実は *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations* で確認できなかった。

(45) Armytage, *op. cit.*, p. 30.

(46) *Ibid.*, p. 30.

(47) この請願の全文は、Minchinton, Walter Edward, (ed.), *Politics and the Port of Bristol in the Eighteenth Century, The Petitions of the Society of Merchant Venturers, 1698-1803*, Bristol Record Society, 1963, pp. 101-102. 尚、この請願はブリストル選出庶民院議員の一人ナジェントの提言によって出された。Minchinton, Walter Edward, 'The Stamp Act Crisis: Bristol and Virginia', *The Virginia Magazine of History and Biography*, Apr., 1965, Vol. 73, No. 2, p. 146.

(48) Hinckley, *op. cit.*, p. 119.

4. 印紙法 (Stamp Act of 1765)

1765年3月、印紙法が成立した。この法律はグレンヴィル政権の財政改善を目的とする一連の立法の一環であり、アメリカ植民地の出版物、パンフレット類、および契約書、証書、許可証など法的効力のあるすべての書類に印紙を貼付することを義務付けるものであった⁽⁴⁹⁾。これはブリテン本国がアメリカ植民地に課す最初の直接税であり、本国の植民地への課税権を巡って北米の13州植民地に激しい反対運動を引き起こすことになる⁽⁵⁰⁾。この法律の原案内容が伝わるとヴァージニア、コネティカット、サウス・カロライナ植民地は法案反対の運動を展開し、議会への請願も提出した。しかし、課税に関する請願は受け付けられないという1697年制定の法律を理由に受け取りを却下されるという経緯があった⁽⁵¹⁾。

印紙法は「アメリカ植民地」すべてに適用されることになっており、西インド植民地にも同様に適用される。しかも、西インド植民地に適用される印紙税の料率は、対象となる取引によっては北米植民地に比べ2倍から3倍という高額なものであった⁽⁵²⁾。本来であれば、西インドイントレストによる法案反対の動きが起こっても不思議ではない。しかし、少なくともこの法案の審議段階では、西インドイントレストによる法案反対の活動は極めて微弱なものであった。理由の一つは、プランターはいずれ帰国して本国の支配階級の一端に加わることを目的としていたことである。そのために彼らは本国の政策には基本的には従順という社会的な要因があった。さらに砂糖等の栽培しか行っていない西インド植民地は、必要物資の調達と生産物の販売を本国に依存するしかないという経済的な要因も大きい。これらの要因により、西インド植民地ではこの法案が企画されていた段階では大きな脅威と感じなかったのである⁽⁵³⁾。

しかし、本国の植民地への課税権を巡って北米植民地での激しい抗議運動が伝えられるに従い、本国の貿易商たちに懸念が広がっていく。1765年8月にはブリストルの新聞に、印紙法について激しく植民地総督に抗議するヴァージニア植民地議会の様子が伝えられ、他の北米植民地からも同様の報告が続々とブリストルにもたらされた⁽⁵⁴⁾。ヴァージニアとマサチューセッツ議会は印

(49) Hodge, Helen Henry, 'The Repeal of the Stamp Act', *Political Science Quarterly*, Vol. 19, No. 2, (Jun., 1904), p. 252. 全文は、*The Statutes at Large, from the Fifth Year of King George the Third, To the Tenth Year of King George the Third, inclusive*, vol. VIII, London, 1771 (以下、*The Statutes at Large*, vol. VIII と表記), pp. 17-30. (5 Geo. III, c. 12).

(50) O'Shaughnessy, 2000, *op. cit.* p. 82.

(51) Minchinton, 1965, *op. cit.*, p. 146, 脚注11.

(52) O'Shaughnessy, Andrew Jackson, 'The Stamp Act Crisis in the British Caribbean', *The William and Mary Quarterly*, Apr., 1994, Vol. 51, No. 2, p. 204.

(53) Spindel, Donna J., 'The Stamp Act Crisis in the British West Indies', *Journal of American Studies*, Aug., 1977, Vol. 11, No. 2, pp. 206-208.

(54) Minchinton, 1965, *op. cit.*, pp. 147-148.

紙法反対の決議を採択し⁽⁵⁵⁾、ニューヨークとペンシルバニアの商人たちの間では、北米13州植民地すべてが参加して、本国から輸入を禁止する協定を結ぼうという企てが持ち上がっていた⁽⁵⁶⁾。本国からの輸入を禁止するかもしれないというこのニュースは、本国商人を大きく刺激した。スペイン植民地との間の密貿易がほとんど停止し、西インド貿易が大きく落ち込んでいる状況下、北米植民地が本国からの輸入を禁止したら、貿易商のみならずブリテン工業に対する打撃も計り知れない。印紙法の施行日である11月1日が近づくに従い、植民地での反対運動はより激しさを増し、本国での焦燥も深まっていく⁽⁵⁷⁾。

ブリテン国内の海港都市、工業都市から、苦境を訴えて対策を求める書簡や請願が政府に殺到した⁽⁵⁸⁾。ブリストル貿易商人協会からは、財務省に宛てた請願が1765年10月29日に出されている。この請願は冒頭の趣旨説明で、「この港（ブリストル）からアメリカ（植民地）への貿易、そしてアメリカからの送金が最近大きく減っており、植民地および請願者（ブリストル貿易商人協会）に莫大な損害を与えている」と述べており、問題の深刻さを強調している。その上で、直ちに必要な対策を採ることを求めている⁽⁵⁹⁾。この請願は関税や印紙税を直接管轄する財務省に対し提出されたものだが、財務省には砂糖法、印紙法という法律そのものを修正、或いは撤回する権利はない。そのためにブリストル貿易商人協会では、1766年1月6日、今度は立法機関である庶民院に宛て、より強力で詳細な請願を提出した。この請願の中で、このような状況が続けば「植民地と本国は、ともに完全は破滅に近いような大きな惨禍に見舞われるであろう」と述べ、次いで「何万ポンドもの植民地の債務が支払い不能に陥っており、植民地の人々はそれらの債務を払うことが全く不可能である」と経済上の惨状を訴えている。さらに注目されるのは、そのような危機を引き起こしたのが「国王陛下即位第4年および第5年に制定された法律（砂糖法と印紙法）で、関税と印紙税が新たに課されたため」であると明確に指摘している点である⁽⁶⁰⁾。さらにその2か月後、ブリストル貿易商人協会は、同じ内容の請願を貴族院にも提出している⁽⁶¹⁾。また、ブリストル貿易商人協会は、他の海港都市や工業都市に対し、お互いに協力して印紙法の撤廃を目指すよう呼び掛けた。ブリストルが主導した印紙法反対の活動は、こうしてブリテン全土に波及していく⁽⁶²⁾。一方で、ブリテン本国内の北米イントレストの反印紙税活動も活発化していた。新たに「北米商人委員会」が組織され、1765年12月にはブリテン国内の30の主要な商業、工業都

(55) ヴァージニアとマサチューセッツ議会での反印紙法決議については次が詳しい：Morgan, Edmund S. and Morgan, Helen M., *The Stamp Act Crises, Prologue to Revolution*, Williamsburg, Virginia, 1953, pp. 93-120.

(56) Hodge, *op. cit.*, p. 260.

(57) Minchinton, 1965, *op. cit.*, p. 148.

(58) *Ibid.*, p. 151.

(59) *Ibid.*, p. 102-103.

(60) *Ibid.*, pp. 103-104.

(61) *Ibid.*, pp. 104-105.

(62) Minchinton, 1965, *op. cit.*, p. 152.

市に回状を回し、議会への請願を出すよう呼び掛けた⁽⁶³⁾。反印紙法の運動は、西インドイントレストと北米イントレストが同じ目標を共有する、という稀有な状況の中でさらに激しさを増していくことになる。

5. 印紙法の撤回

国内と植民地双方からの激しい反対運動が効を奏し、印紙法が撤廃されたのは1766年3月のことであった。法の制定からわずか1年後、法の施行からは4か月しかたっていない⁽⁶⁴⁾。このような突然の政府の方針変更には、四つの理由があったと考えられるという⁽⁶⁵⁾。グレンヴィル政権からより商業に親和的なロッキンガム政権の移行、有力政治家の印紙法撤廃への支持、アメリカ植民地での反対、そしてブリテン本国の貿易商の抗議、である。特に、政権交代の影響は大きかった。1765年7月、ロッキンガム内閣が成立すると、ブリテンの政治経済政策は大きく変わったからである。この政権は商業を重視し、西インドイントレストを始めとする「商業イントレスト」との協調を重視した⁽⁶⁶⁾。この内閣においては、税収の増加はもはや「主要な政策目標」ではなく、また、航海法も「崇拜の対象」ではなくなった⁽⁶⁷⁾。首相ロッキンガムの私設秘書として頭角を現しつつあったエドモンド・パークは、後にこの内閣を回想し、「この内閣は初めて公開の集会を開催し、国中の商人から意見を募った」と述べ、続いて「それまでお互いに争っていた北部の植民地（北米植民地）と南部の植民地（西インド植民地）が理解し合い、調整し合って、完全に和解した」と、この内閣の功績を称えている⁽⁶⁸⁾。

印紙法撤廃を支持した有力政治家とはウィリアム・ピットであった。ピットは、北米植民地が求めている主張に同調し、「代表なくして課税なし」という原則を理由として印紙法の撤廃に賛成した⁽⁶⁹⁾。ただし、ピットは関税については、「貿易を統制するために必要」として本国議会の課税権を認めている。ホッジはこのピットの論理を、「内部税」(Internal Tax) と外部税 (External Tax) という、この論争において新たに待ちだされた概念を使って説明している⁽⁷⁰⁾。ピットは明確にこの表現を使ったわけではないが、彼は関税を外部税として捉えて、外部税については議会の課税権を当然と考えていた。これに対し、印紙税は内部税となるので本国議会による植民地への課税権はない、という理屈である⁽⁷¹⁾。しかし、ロッキンガム政権は、印紙法の撤

(63) Thomas, Peter D.G., *George III: King and Politicians, 1760-1770*, Manchester, 2002, p.130.

(64) Minchinton, 1965, *op. cit.*, p. 155.

(65) Hodge, *op. cit.*, p. 252.

(66) Kleiser, 2012, *op. cit.*, p. 352; Armytage, *op. cit.*, p. 28.

(67) Hodge, *op. cit.*, p. 253.

(68) Burke, Edmund, *A Short Account of a Late Short Administration*, London, 1766, pp. IX-X.

(69) Hodge, *op. cit.*, p. 266.

(70) *Ibid.*, p. 259.

廃を進めていたとはいえ、ピットのように議会の植民地への課税権を完全に否定することまでは望んでいなかった。パークやこの政権の有力閣僚であったコンウェイ⁽⁷²⁾は、この法が多くの反対運動を引き起こし、何よりも実効性がないという現実的な観点から、撤廃やむなしと判断したに過ぎない⁽⁷³⁾。

しかし、ロッキンガム政権が印紙法撤廃という大きな政策変更に踏み切った最大の要因は、やはり北米植民地と本国の貿易商からの激しい抗議活動であった⁽⁷⁴⁾。中でも庶民院議員として西インドントレストの活動を主導したローズ・フラーが果たした役割は特に大きい⁽⁷⁵⁾。彼は庶民院の中に組織されたアメリカ委員会の委員長として、多くの貿易商や植民地エージェントを委員会に証人として招き、印紙法がどのように貿易を阻害しているかについて、具体的事実についての証言を行わせた⁽⁷⁶⁾。一方で、ブリストル貿易商人協会の呼びかけの効果もあり、国内の主要な商業、工業都市から印紙法撤廃を求める請願が一斉に庶民院に提出された⁽⁷⁷⁾。庶民院では1766年1月から2月にかけて印紙法撤廃に関する審議が連続して行われる。1月17日には、北米植民地と取引しているロンドンの貿易商からの請願が審議で取り上げられた。内容は1月16付でブリストルから提出された請願の内容とほぼ同じである⁽⁷⁸⁾。1月28日から2月21日かけて、さらに他の請願が庶民院において読み上げられた。その中にはジャマイカのエージェントであるスティーブン・フラーからの請願も含まれている⁽⁷⁹⁾。2月11日から13日には証人が喚問され、庶民院議員の前で証言を行った。議員たちにとって特に衝撃を与えたのは、北米インドントレストから代表として証言台に立ったブリテン在住の貿易商、バーロウ・トレコシックが、印紙税を撤廃しない限り北米植民地が本国に対して抱えている445万ポンドに上る債務の返済が不可能になるという説明を行ったことであった⁽⁸⁰⁾。このような反対運動を受け、ロッキンガム政権は、1月19

(71) 内部税、外部税の区別に関する論争については、この年のアニュアル・レジスターでも触れている。*The Annual Register, or the View of the History, Politicks, and Literature for the year 1766*, London, 1767, pp. 35-44. (以下、*The Annual Register, 1766*と表記)

(72) コンウェイはこの時、南部担当の国務大臣としてロッキンガム政権の事実上のナンバー2であった。

(73) Hodge, *op. cit.*, pp. 266-267. パークが法案に反対した根拠は、彼自身による次の著作に詳述されている。
Burke, Edmund, *Observations on a late state of the nation*. 3rd ed., London, 1769, pp.115-126.

(74) Hodge, *op. cit.*, p. 255.

(75) ローズ・フラーは、ジャマイカのエージェントとしてやはり西インドントレストの中心人物として活躍したスティーブン・フラーの兄弟である。

(76) O'Shaughnessy, 1994, *op. cit.*, p. 208.

(77) Hodge, *op. cit.*, p. 265. ホッジによれば印紙法撤廃を求める請願はロンドン、ブリストル、リバプール、ハリファックス、リーズ、ランカスター、マンチェスター、レスター、ブラッドフォード、バーミンガムなど24の都市から出された。

(78) *The Parliamentary History of England from the Earliest Period to the Year 1803*, Vol. XVI. A.D. 1765-1771, London, 1813, pp. 134-135.

(79) *Ibid.*, p. 136.

(80) Thomas, *op. cit.*, p. 136.

日の非公式会議ですでに印紙法撤廃を決定する⁽⁸¹⁾。

ただし、本国議会の植民地に対する課税権をどのように扱うかについて議員の間で意見は分かれていた。本国議会に課税権があるとする議員が多数派であったが、本国に課税権はないとする少数派の中には、ピットを始め有力な議員が含まれていた。この点についての討論は2月中続いた⁽⁸²⁾。政府が出した結論は、多数派の意見に従うということであった。政府が印紙法の撤廃を決断したのは、この法律の施行が事実上不可能となったからであり、また経済的損失を避けるためには撤廃しかない、という現実を重視したからである⁽⁸³⁾。しかし、本国の議会が植民地に対して保持している課税権まで放棄したわけではない。政府はこの原則を明確にするために、植民地に対する議会の課税権を確認するための立法を別途、制定することを決定する。このような経緯で制定されたのが宣言法 (Declaratory Act) である⁽⁸⁴⁾。撤廃法 (Repeal Act) と宣言法の二つの法案⁽⁸⁵⁾は、庶民院、貴族院を通過し、3月17日、国王の裁可を得て成立した⁽⁸⁶⁾。

6. フリーポート法 (Free Port Act of 1766)

印紙法の撤廃により、北米植民地との貿易は回復する見込みが立ったが、スペイン植民地との貿易の低迷は依然として続いていた。しかし、商業資本との協調を重んじるロッキンガム政権はこの不況の深刻さを十分に理解しており、スペイン植民地との貿易を復活するための対策を検討していた⁽⁸⁷⁾。ただし、いかなる対応策を考慮するにせよ、必ず問題となるのは航海法をどのように解釈するかという点であった。争点となったのは、スペインの金銀貨を積載したスペイン船の入港を認めるか、そして入港を認めた場合、その同じスペイン船がブリテンの工業製品を購入して帰国することを認めるか、ということである。これについて航海法の規定は曖昧であった⁽⁸⁸⁾。ブリテンの工業製品の輸出を増やすという目的からは、このような取引は航海法において認められている、と解釈することが妥当であることは議論の余地はない⁽⁸⁹⁾。しかし、この点についての明確な規定が存在しないままでは、スペイン船は税関当局の取締りで罰せられる恐れから逃れることはできない。このままの状況では、スペイン船は安心してブリテンの西インド植民地に寄港できないことは明らかであった。政府は「密貿易の取締りを行いつつ、選択的に密貿易を認め

(81) Thomas, *op. cit.*, p. 133.

(82) *The Annual Register*, 1766, p. 37.

(83) Hodge, *op. cit.*, pp. 270-271.

(84) *Ibid.*, p. 271.

(85) 両法案の全文は、*The Statutes at Large*, vol. VIII, p. 183. ('Repeal Act', 6 Geo. III, c. 11: 'Declaratory Act, 6 Geo. III, c. 12).

(86) Hodge, *op. cit.*, p. 279.

(87) Armytage, *op. cit.*, p. 31.

(88) *Ibid.*, p. 32.

(89) Kleiser, 2012, *op. cit.*, pp. 346-347; Armytage, *op. cit.*, p. 32.

る」という困難な課題に直面していた⁽⁹⁰⁾。

ロッキンガム政権が解決策として持ち出したのが、自由貿易港（フリーポート）という考え方であった⁽⁹¹⁾。自由貿易港というアイデアは決して新しいものではない。1763年にはグアドループ島総督のダリンブルが、政府にこの考えを建言している⁽⁹²⁾。また、同年、スコットランド人著述家のジョン・キャンベルは、トバゴ島に自由貿易港を開設することを著書の中で提案している⁽⁹³⁾。何よりも、自通貿易港として繁栄しているオランダ領シント・ユースタティウス島とキュラソ島というモデルが存在していた。ブリテン国内の工場主や奴隷貿易商にとっては、自由貿易港を通じてスペイン領、フランス領植民地への輸出が増えるので、この案は歓迎すべきものであった。また、貿易商にとっても、自由貿易港から輸入した産物を他のヨーロッパ諸国へ再輸出できるので、この案には同様に前向きであった⁽⁹⁴⁾。実際、ブリストル貿易商人協会は、1766年4月、ドミニカ島で自由貿易港を開設するよう求める請願を庶民院あてに提出している⁽⁹⁵⁾。4月7日、この請願がランカスターとリバプールの商人からの請願とともに、庶民院で議題として取り上げられたことから、フリーポートの議会審議は開始される⁽⁹⁶⁾。これらの請願は、自由貿易港開設の理由として、アメリカからブリテン工業への原料供給の確保、特に木綿の輸入増加を挙げている⁽⁹⁷⁾。同日、貿易商が証人として庶民院に呼ばれ、自由貿易港の利点について証言した⁽⁹⁸⁾。翌日、マンチェスターの商人、および工場主からも、同様の請願が提出されている⁽⁹⁹⁾。さらに、4月21日にはシティ・オブ・ロンドンの商人からの請願が続いた⁽¹⁰⁰⁾。

注目されるのは、4月24日に庶民院で審議された3つの請願である。これらはロンドン、ブリストル、プレスコットの砂糖精製業者から提出されたもので、請願理由は外国産砂糖の輸入解禁である⁽¹⁰¹⁾。砂糖精製業者は、ブリテンへの砂糖供給が航海法に基づく規制により、ブリテン領西インド産の砂糖に限られていることへの不満を表明した。しかし、ブリテン市場を外国産砂糖に開放することは、航海法の根幹にかかわることなので、とても認められるものではない。請願

(90) Christelow, *op. cit.*, p. 333.

(91) Armytage, *op. cit.*, p. 33; Christelow, *op. cit.*, p. 333.

(92) *Ibid.*, p. 36. ダリンブルはこのとき陸軍中佐。グアドループ島の総督を務めていた。

(93) Campbell, John, *Candid and impartial considerations on the nature of sugar trade*, London, 1763, pp. 148-151.

(94) *Ibid.*, pp. 348-349.

(95) Minchinton, 1963, *op. cit.*, pp. 105-106.

(96) Simons, R.C., and Thomas, P.D.G., (eds.), *Proceedings and Debates of the British Parliaments Respecting North America, 1754-1783, Vol. II, 1765-1768* (以下、*Proceedings and Debates, 1765-1768*と表記), London, 1983, p. 366.

(97) *Ibid.*, pp. 366-367.

(98) *Ibid.*, p. 367.

(99) *Ibid.*, p. 367.

(100) *Ibid.*, p. 371.

(101) *Ibid.*, p. 373.

者の意図は、全面的な解禁ではなく、自由貿易港経由の砂糖輸入の許可と言う限定的な開放を勝ち取ることであった可能性が大きい。ただし、そのような目的は、プランターの利害と真っ向から対立する。西インドイントレストは、自由貿易港の設置を求める本国の貿易商と、砂糖市場の独占喪失を恐れて設置に反対するプランターに立場が分かれることになったのである。

一方、北米イントレストは自由貿易港を支持していたことが、ボストン出身の庶民院議員ジョン・ハスクが自由貿易港に関する同様の提案をしていたことからわかる⁽¹⁰²⁾。北米植民地のラム製造業は、フランス領西インド植民地から十分な量の糖蜜を輸入することができず苦しんでいたことが背景にある。自由貿易港を通じて木材や食糧を輸出することができれば、北米植民地にとってさらに望ましいであろう。このようにブリテン国内の貿易商と工場主、それに北米イントレストは協力して自由貿易港の成立をロッキンガム政権に働きかけた。

フリーポート法は、印紙法撤廃法と同様に、当初は西インドイントレストと北米イントレストの意見が一致いたと思われていたので、スムーズに成立することが見込まれていた。ところが、プランターたちの反対という障害に遭遇する⁽¹⁰³⁾。プランターの反対の根拠は、前述した通り自由貿易港を通じてフランス植民地から自由に砂糖等の産物が輸入されると、ブリテン帝国内でこれまで享受してきた市場の独占が失われてしまう、という恐れであった。この論争は政争の色彩を帯びることになる。現政権に不満を持つピットが反対派に回ったからである⁽¹⁰⁴⁾。4月21日に庶民院で行われた討議において、ピットは前首相グレンヴィルとともに自由貿易港への反対を表明する⁽¹⁰⁵⁾。庶民院の討議において実際に反対意見を主導したのはプランターの利益を代表する庶民院議員ウィリアム・ベックフォードであった。4月24日に行われた討議において、ベックフォードは、外国産砂糖の輸入解禁を求めるプレスコットからの請願の委員会への付託に強硬に反対した⁽¹⁰⁶⁾。ベックフォードの背後にはピットの影があったのは明らかであった⁽¹⁰⁷⁾。両者は譲らず、1766年4月は膠着状態が続く。この事態を開開しようと、大蔵大臣ダウズウェルは4月30日に庶民院のアメリカ委員会において二つの委員会決議を提案した。砂糖法で決まった糖蜜に対する関税を1ガロン3ペンスから1ペニーに引き下げること、そしてドミニカ島に自由貿易港を開設することである⁽¹⁰⁸⁾。前者は明らかに北米イントレストへの懐柔策であった。この二つの提案にベックフォードは激しく反対し、グレンヴィルもそれに同調した。ピットは糖蜜関税引下

(102) Armytage, *op. cit.*, pp. 37-38.

(103) Armytage, *op. cit.*, p. 39.

(104) Thomas, *op. cit.*, p. 140.

(105) *Proceedings and Debates, 1765-1768*, p. 371.

(106) *Ibid.*, pp. 373-374.

(107) Thomas, *op. cit.*, pp. 139-140.

(108) *Proceedings and Debates, 1765-1768*, p. 376. 実際には、ダウズウェルの提案にはサンタ・クルーズ島プランターへの特権付与も含まれていたが、この件は争点にならなかった。

げには賛成したが、自由貿易港解説には反対する。結局、この日の委員会討議での結論は見送られた。

ピットは、その日の委員会が終わると、体調不良を理由に保養地であるバースで静養するためにロンドンを離れた⁽¹⁰⁹⁾。政府はピットの不在という機会を見逃さなかった。プランターを懐柔するために、ドミニカ自由貿易港経由で本国に輸入される外国産の砂糖はあくまで外国産として扱うという妥協案を示した。プランターによる本国市場の独占は保証するという意味である。そして、さらなる譲歩として自由貿易港から外国産の砂糖やラムを直接、ブリテン領植民地に対する輸出も禁止された。これにより、プランターたちの独占権は本国のみならず、ブリテン領のすべての植民地にまで及ぶことになった。また、ドミニカに加えてジャマイカにも自由貿易港を開設することも提案された⁽¹¹⁰⁾。ジャマイカに自由貿易港が開かれれば、プランターが望んだスペイン領植民地と合法的取引はさらに拡大する。政府が示したこれらの譲歩により、プランターは自由貿易港の開設に賛成する方向に転じた⁽¹¹¹⁾。これに対し、北米イントレストが得たものは、フリーポート法と同時に制定された1766年歳入法において、糖蜜1ガロン当たりの関税が1764年の砂糖法で定められた3ペンスから1ペニーに引き下げられたことだけであった⁽¹¹²⁾。

その後も、庶民院委員会ではプランター側が呼んだ証人の証言が続くが、その裏では両派による妥協に向けた工作が続いていた。5月8日、遂に両派は合意に達する⁽¹¹³⁾。そして、同じ日に庶民院において、貿易問題に関する包括的な決議案が可決された。この決議案には、糖蜜に対する関税の1ガロン3ペンスから1ペニーへの引下げと並んで、自由貿易港の開設が明確に規定されていた。翌日、この決議に従って実際の法案を作成するための委員が任命され、具体的な法案づくりが開始される⁽¹¹⁴⁾。このような経緯を経て出来上がった法案は5月15日に上程されるとピットが不在の中、第一読会と第二読会を問題なく通過し、27日には早くも庶民院で可決されて貴族院に送られた⁽¹¹⁵⁾。国王の裁可を受けて成立したのは6月6日のことであった⁽¹¹⁶⁾。

(109) Thomas, *op. cit.*, p. 141.

(110) *The Statutes at Large*, vol. VIII, p. 323. 第2条で、ジャマイカ島のキングストン、サバンナ・ラ・マール、モンテゴ・ベイ、サンタ・ルチアの4港も自由貿易港として指定された。

(111) Armytage, *op. cit.*, p. 41.

(112) 1766年歳入法の全文は、*The Statutes at Large*, vol. VIII, pp. 329-334. (6 Geo. III, c. 52). この歳入法は、その名称の冒頭に「(過去に制定された)いくつかの法を撤廃するため」とあるように、北米植民地で激しい抗議を引き起こした1764年砂糖法を置き換えるものであった。

(113) Thomas, *op. cit.*, p. 142.

(114) *Proceedings and Debates, 1765-1768*, pp. 387-388. 委員には大蔵大臣ダウズウェル、タウンゼンド、さらにローズ・フラー、メレディスらの有力議員が含まれていた。

(115) *Ibid.*, pp. 392-397.

(116) Armytage, *op. cit.*, p. 41. フリーポート法の全文は、*The Statutes at Large*, vol. VIII, pp. 323-327. (6 Geo. III, c. 49).

7. 結 論

砂糖法から印紙法を経てフリーポート法に至る一連の立法を西インドイントレストの利害の観点からは次のように整理できるであろう：

- － 砂糖法は、北米植民地への外国産糖蜜の輸入が規制された点で、西インドイントレスト、特にプランターにとって利益となったが、北米イントレストにはマイナスの影響を及ぼした。
- － また、スペイン領植民地との密貿易が減少したことで、西インドイントレスト、工場資本の両者にとってマイナスの影響となった。
- － 印紙法は、北米植民地との貿易全般が危機にさらされた点で、西インドイントレスト、本国の工業資本、北米イントレストすべてにとって負の影響を及ぼした。
- － フリーポート法は、工業製品の販路が広がるために工業資本には大きな経済的効果が期待でき、貿易商も再輸出を含め取引量が増大するので利益を受ける。北米イントレストも外国産の糖蜜の輸入が増大するためにプラスの影響となるはず。一方で、当初の原案では外国産砂糖の本国輸入が可能になってしまう点でプランターには不利となる。
- － フリーポート法最終案では、本国と植民地に砂糖の独占権がプランターに保証されたことで、プランターに有利に転換。ジャマイカにも自由貿易港が開かれることは西インドイントレスト、および本国工業資本両者にプラスの効果をもたらす。

フリーポート法の当初案ではプランター、貿易商の利害は分かれ西インドイントレストの中での利害が対立していた。強大な影響力を誇る西インドイントレストもその内部は決して一枚岩ではないことを示している。ピットはこの対立を利用することで政府案へ反対する立場を取ったが、ピットが首都を離れると政府はプランターへの妥協案を示し法案は成立する。結局、プランター、貿易商、工業資本の三者すべてに利益をもたらす立法となったのである。敗者となったのは糖蜜の関税の引下げというわずかな成果しか得られなかった北米イントレストであった。

また、工業資本が大きな影響力を発揮する存在となっていたことも明らかである。フリーポート法の制定に当たり、ロッキンガム政権に果たして明確に工業資本を重視した「帝国主義的」意図があったかどうかについては議論があるであろう。しかし、自通貿易港設置を求めるブリストル、リバプールといった貿易港からの請願と並んで、マンチェスターやプレスコットといった内陸の工業都市からも同様の請願が出されていることには注目する必要がある。また貿易商が開港を求める理由として挙げたのは、ブリテン工業への原材料、特に木綿の確保であった。このことから、海港都市の貿易商は後背地の綿工業とも深い経済的つながりを持っていたことがわかる。

産業革命の黎明期である1760年代においてすでに、工業と海運は経済的権益を共有していたことになる。これら新興工業都市の資本家には、多数の庶民院議員を擁する西インドイントレストに匹敵する強力な政治的影響力はないが、貿易商と利害関係を共有することで徐々にその影響力を増していたことがわかる。

フリーポート法は、このように様々な経済的利害が錯綜する中で、妥協の産物として成立した。結果的に植民地における外国との貿易を部分的とはいえ合法化したので、航海法による厳しい保護貿易体制が転換する第一歩となったのは事実である。そして、その背景にはブリテン工業の発展があった。ただし、フリーポート法の成立を最近の研究が論じているようなロッキンガム政権による意図的な自由貿易への転換、或いは市場独占を目指す帝国主義的な政策を指向した結果、と結論するづけるためにはさらなる研究が必要であろう。